

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2022年5月6日改定）

BizSTATIONとMUFG Bizの統合に合わせて、以下の通り、BizSTATION関連利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、BizSTATIONホームページの「ご利用規定」ページ (<https://bizstation.bk.mufg.jp/service/riyokutei.html>) よりご確認ください。

改定日 2022年5月6日（金）

改定対象利用規定および改定内容

■BizSTATION利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2022年5月6日最終改定)	(2021年9月13日最終改定)
2	第2条 利用申込	1. 本サービスの利用を申し込みされる方（以下「利用申込者」といいます。）は、 同時にMUFG Bizの利用も申し込むものとし 、本規定、MUFG Biz 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「MUFG Biz 利用申込書 兼 BizSTATION 利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当行に提出するものとします。	1. 本サービスの利用を申し込みされる方（以下「利用申込者」といいます。）は、本規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ「BizSTATION 利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当行に提出するものとします。
3	第2条 利用申込	4. 本サービスの利用を申し込みされる以前に別途すでに本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第19条第6項（当行からの解約）に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められる場合、またはお客さまが第19条第7項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、当行は、本サービスの利用の申込を、当該申込が同一代表口座のものであるか否かにかかわらず、承諾しない（または承諾を撤回する）ことができるものとします。	4. 本サービスの利用を申し込みされる以前に別途すでに本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第19条第5項（当行からの解約）に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められる場合、またはお客さまが第19条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、当行は、本サービスの利用の申込を、当該申込が同一代表口座のものであるか否かにかかわらず、承諾しない（または承諾を撤回する）ことができるものとします。
4	第2条の2 ウェブサイトからの BizSTATION 申込書の作成	1. <u>申込書は当行ウェブサイト上でPDF形式で作成することができます。（以下、当行ウェブサイト上で作成した申込書を「WEB 申込書」といいます。）WEB 申込書を印刷のうえ、申込日等のウェブサイト上で入力しない必要事項を記載および捺印することで、申込書として提出することができます。</u>	(条項追加)
5	第2条の2 ウェブサイトからの BizSTATION 申込書の作成	2. <u>WEB 申込書を作成する際に当行ウェブサイト上で入力されたサービス管理責任者の初回ログインパスワード・初回取引実行パスワード（以下「初回PW」といいます。）はWEB 申込書には印字されませんが、WEB 申込書が当行に提出された際には、WEB 申込書の作成時に入力された初回PWにて届出を受けたものとして取り扱います。また、当行はWEB 申込書を作成する際に入力された内容・データ（初回PW 以外の入力項目を含みます。）をWEB 申込書の提出の有無にかかわらず取得します。</u>	(条項追加)
6	第2条の2 ウェブサイトからの BizSTATION 申込書の作成	3. <u>WEB 申込書の作成後は当行所定の期間内に該当WEB 申込書を当行に提出してください。当行所定の期間を経過後にWEB 申込書の提出があった場合、当行は申込書に不備があったものとみなすことがあり、この場合、本規定の定めにより取り扱います。また、WEB 申込書所定の項目に加えられた一切の追加、削除および修正等は無効とし、当行はかかる修正等がないものとして扱います。</u>	(条項追加)
7	第19条 解約等	2. <u>お客さまによる解約、当行からの解約を問わず、本サービスの契約が終了する場合において、お客さまと当行との間にMUFG Biz に係る契約が存在する場合には、MUFG Biz に係る契約も同時に終了するものとします。また、お客さまが解約の申し出を行うにあたっては、MUFG Biz に係る契約の解約手続きも同時に執り行うものとします。</u>	(条項追加)
8	第19条 解約等	3. お客さまによる解約	2. お客さまによる解約
9	第19条 解約等	4. 当行からの解約の通知	3. 当行からの解約の通知
10	第19条 解約等	5. 代表口座の解約	4. 代表口座の解約
11	第19条 解約等	6. 当行からの解約 お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。 (1)支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき (2)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (3)住所変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき (4)当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき (5)1年以上にわたり本サービスの利用がないとき (6)相続の開始があったとき (7)本サービスの利用を申し込みされる以前に別途すでに本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第19条第6項（当行からの解約）に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき (8)法令等（マネー・ローディング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます）に違反し、または犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があるとき	6. 当行からの解約 お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。 (1)支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき (2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき (3)住所変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき (4)当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき (5)1年以上にわたり本サービスの利用がないとき (6)相続の開始があったとき (7)本サービスの利用を申し込みされる以前に別途すでに本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第19条第5項（当行からの解約）に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき (8)法令等（マネー・ローディング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます）に違反し、または犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があるとき
12	第19条 解約等	7. 前項に加えて、お客さまが次の各号の一つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。	6. 前項に加えて、お客さまが次の各号の一つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
13	第19条 解約等	8. 本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。また、本サービスの解約にともない、でんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品・サービスの取り扱いに支障、不能等が生じた場合でも、当行は責任を負いません。お客さまは、本サービスを解約するにあたり、当該解約がでんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品・サービスに与える影響を事前に確認するものとします。	7. 本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。また、本サービスの解約にともない、でんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品・サービスの取り扱いに支障、不能等が生じた場合でも、当行は責任を負いません。お客さまは、本サービスを解約するにあたり、当該解約がでんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品・サービスに与える影響を事前に確認するものとします。
14	第32条 補則（その7）	1. <u>令和4年5月5日以前にBizSTATIONをお申込みされたお客さまは、MUFG Biz と BizSTATION との統合に伴い、あらたに申込等を行うことなく、MUFG Biz 利用規定（当行ウェブサイトにおいて公表されています。）に従って同規定に定められた当行所定のサービスを利用できるものとします。これらサービスのご利用にあたって、お客さまは、MUFG Biz 利用規定をご了承されたものとし、これらサービスの利用につき同規定を適用するものとします。お客さまは、当行ウェブサイトに掲載されたMUFG Biz 利用規定を事前にご確認ください。</u>	(条項追加)

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2022年5月6日改定）

項番	改定場所	改定後	改定前
15	第32条 補則（その7）	2. 前項のMUFG Biz の利用にあたり、BizSTATION の代表口座として届出のある口座をもってMUFG Biz 利用規定第1 条第5 項に定めるMUFG Biz 代表口座とします。なお、お客さまは、 <u>当行所定の時点以降に、かかるBizSTATION の代表口座およびMUFG Biz 代表口座をそれぞれ異なる口座に変更することができるものとします。</u>	(条項追加)
16	第32条 補則（その7）	3. 第1 項のMUFG Biz の利用にあたり、BizSTATION のサービス管理責任者をもってMUFG Biz 利用規定第3 条第1 項に定めるMUFG Biz 管理責任者とします。なお、お客さまは、 <u>当行所定の時点以降に、本規定第3 条第4 項およびMUFG Biz 利用規定第3 条第5 項にしたがって、かかるBizSTATION のサービス管理責任者およびMUFGBiz 管理責任者をそれぞれ異なる者に変更することができるものとします。</u>	(条項追加)
17	第32条 補則（その7）	4. <u>お客さまによる解約、当行による解約その他の原因を問わずBizSTATION に係る契約が終了する場合には、お客さまは、第1 項に定めるMUFG Biz のサービスを一切利用できなくなるものとします。また、MUFG Biz のサービスの利用にあたりMUFG Biz 利用規定の解約事由に該当する場合には、お客さまは、MUFG Bizのサービスを一切利用できなくなるものとします。なお、MUFG Biz のサービス利用ができなくなった場合において、その時点までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負わず、またMUFG Biz を経由する他商品・サービスの取扱いに支障、不能等が生じた場合でも、当行は責任を負いません。</u>	(条項追加)

■BizSTATION Light利用規定 ※BizSTATION Light利用規定はBizSTATION利用規定に集約いたします。

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2022年5月6日最終改定)	(2022年2月28日最終改定)
2	第3条 利用申込等	1. Biz Light の利用を申し込みされる方は、 <u>同時にMUFG Biz の利用も申し込むものとし、Biz 規定、Biz Light 規定、MUFG Biz 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「MUFG Biz 利用申込書 兼 BizSTATION Light 利用申込書」（以下「Light 申込書」といいます。）に必要事項を記載して当行に提出するものとします。</u>	1. Biz Light の利用を申込される方は、Biz 規定、Biz Light 規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の「BizSTATION Light 利用申込書兼手数料引落依頼書」（以下「Light 申込書」といいます。）に必要事項を記載して当行に提出するものとします。